

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

宍粟市は、兵庫県中西部に位置し、北部は養父市・鳥取県、東部は朝来市・神河町・姫路市、南部はたつの市、西部は佐用町・岡山県と隣接している。京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道29号が市内で交差する西播磨内陸の交通の要衝となっており、市の中心部から神戸まで約70kmで約90分、大阪までは約100kmで120分の位置関係にある。

面積は、658.60km²で東西方向約32km、南北方向約42kmと広大で、兵庫県土の7.8%を占めているが、市域の大部分を山地が占めており、兵庫県下最高峰の氷ノ山、三室山、後山をはじめとする1,000mを超える山々がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園や音水ちくさ県立自然公園に属し、県下を代表する清流一級河川揖保川、千種川が流れる自然豊かな地域である。

市の南部を横断する山崎断層は、東端は福崎町から西端の岡山県美作市より那岐山の北側に達する左横ずれ断層で、全長80kmにおよんでいる。

本市の地質は、大部分が山地であることから、山地を形成する花崗岩など火成岩が主なものとなっている。

気候は、南部は瀬戸内海斜面に位置し瀬戸内型気候の影響を受け、北部は中国山地の影響を受けた内陸型気候である。日本海と瀬戸内海の間の中の内陸部にあるため、山間部特有の低温多雨型であり、冬季の積雪量は北部では100cmを超えるところもある。

本市においては、過去に自然災害による大きな被害を受けている。土砂災害では、昭和51年の台風17号接近により降り始めからの総量が637mm(5日間)を記録し、本市一宮町福知で大規模な地すべりが発生した。これにより死者3名、全壊住宅40棟という甚大な被害を受けた。また、平成21年の台風9号接近に伴う降雨において、時間雨量70mmを超える集中豪雨が降り、河川の増水等により約640件の建物が被害を受けた。直近でも、平成30年7月に、数日間降り続いた豪雨の影響で山腹崩壊や浸水被害等が多発し、死者1名、全壊・半壊等の建物被害が132件発生した。

地震災害では、西暦868年に本市南部を横断する山崎断層帯において大規模な地震が発生したとの記録が残されており、近年では昭和59年5月に山崎断層系暮坂峠断層を震源とする震度4の地震が起き被害を被っている。

(1) 地域の災害リスク

【洪水：宍粟市ハザードマップ、兵庫県CGハザードマップ】

市には一級河川の揖保川や二級河川の千種川が縦断し、これらを形成する多くの支川が存在する。市ハザードマップ、県CGハザードマップによると、河川付近では3mを越える地域が多く、特に河川の合流箇所などで広範囲にわたり浸水する可能性を示している。

【土砂災害：宍粟市ハザードマップ、兵庫県CGハザードマップ】

市域が山間部に位置していることから、多くの集落が谷合で形成されている。市ハザードマップや県CGハザードマップによると、市域のほとんどの地域で土砂災害の発生する可能性があることがわかる。

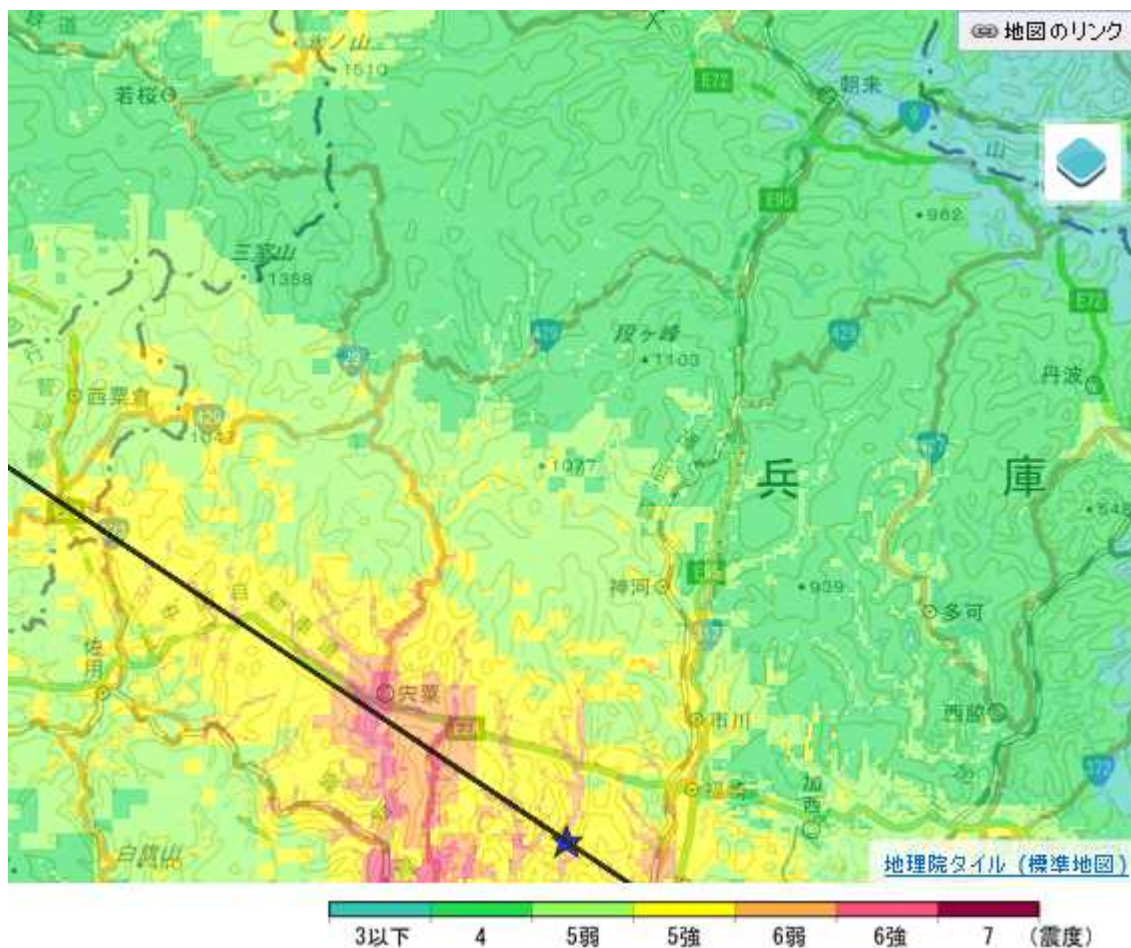
本市は山地が約9割を占め、急峻な地域が多くあり、斜面や麓にかけて住宅が並ぶ地域もある。風水害や地震を起因とする土砂災害(山腹崩壊、崩壊土砂流出、急傾斜地の崩壊、土石流危険渓流等)が発災し、人的、物的に被害が生じることが想定される。

【地震：地震調査研究推進本部】

市南部には山崎断層帯が横断しており、西暦868年にマグニチュード7を超える地震があったと記録が残っている。また、山崎断層帯のおおよその活動周期も、1,000年～5,000年の幅があるとされている。このことから、西暦868年以降に大規模の地震は発生しておらず、既に1,100年以

上経過していることから、警戒が必要であると考えられる。地震調査研究推進本部によると、山崎断層帯主部（北西部）において、今後30年以内に地震が発生する確率は1%以下とされている。

発生確率としてはやや高いものであり、実際に発災した際には、震源地付近では最大震度7に達することもあり得る。その場所が、断層帯に近い宍粟市中心部の山崎町に近いほど、かなりの数の家屋倒壊や火災の発生、ライフラインなどへの大きな被害の発生が予想される。



上記図 山崎断層帯（主部北西部間）マグニチュード7.1 想定時

【その他】

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、それに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されている。また、新型コロナウイルス感染症についても国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

さらに、市北部には氷ノ山や三室山など1,000mを超える山々があり、冬季になると積雪が観測される。近年は気候変化に伴い降雪量は減少しているものの、数年に一度は記録的な積雪に見舞われている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 2,081 事業所
 - ・ 小規模事業者数 1,792 事業所
- ※平成 28 年度経済センサスデータ

業種		商工業数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地条件)
商工業者	商業	1,061	914	・ 山崎地域⇒ 揖保川、菅野川沿いに多く立地し、山崎断層に近く地震や大雨による土砂崩れや川の氾濫での浸水被害が想定される。 ・ 一宮地域⇒ 山間部や揖保川沿いに多く立地し、山崎断層による地震や大雨による土砂崩れや川の氾濫での浸水被害が想定される。
	工業	1,020	878	・ 波賀地域⇒ 山間部に位置しており、地震や土砂崩れで国道 29 号線が遮断されるとあらゆる流通がストップしてしまうことが想定される。 ・ 千種地域⇒ 山間部や千種川沿いに多く立地し、地震や大雨による土砂崩れや川の氾濫での浸水被害が想定される。

※商工会員構成で按分 1,443 会員 (商業 744 : 工業 699 52% : 48%)

(3) これまでの取組

【宍粟市商工会の取組】

- ・ 台風や大雨災害が発生後、翌日から 1 週間の期間中に各事業所へ被害の聞き取り調査や巡回パトロールによる被害状況確認を行い、西播磨県民局や兵庫県商工会連合会へ被害状況の報告を行っている。
 - ・ 事業者への BCP に関する周知
- ①企業 BCP (事業継続計画) セミナーの開催
とき 令和 2 年 1 月 18 日
講師 安田コンサルティング 安田 勝也 氏
参加 18 名
※専門家による企業 BCP 策定セミナーの開催により BCP 計画の重要性を発信
- ②商工会報発送時に各事業者へ広報物の配布を行う。
③会議や他のセミナー等で会員事業者が集まる機会に広報物を配布する。

【宍粟市の取組】

- ・ 防災計画の策定
市域の災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、迅速な災害応急対応を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的に策定している。
- ・ 防災訓練の実施
自治会 (自主防災組織) や防災関係機関、市などが連携協力して、迅速かつ適切な災害対応が行

えるように、平成 24 年度から総合防災訓練を実施している。

・災害用備蓄品の確保

食料など期限のある品目については、被害想定に基づいて備蓄数を算出し、複数年に分割してローリングストックを行っている。また、行政間や民間事業者との応援協定を締結し、災害時における必要物資の確保を図っている。

II 課題

企業BCPの策定支援については、セミナーの開催及びPRチラシを配布する程度にとどまっている。

現状では、BCP策定支援を推進している中で、災害リスクが事業者十分に浸透していないと認識している。また、事業所単独で災害から「身を守る」意識が低く、市など他の支援によって守ってもらう受け身の意識がまだまだ根強くある。日々の経営支援の中で、ハザードマップなどを活用した災害リスクの啓発、共済・保険等の活用、BCP策定支援などを行っていくことが必要である。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

内部体制の面では、緊急時の取組について、協力体制の具体的な体制やマニュアルは整備されておらず、商工会BCPを策定する必要がある。また市及び関係団体との連携が出来ていない事が大きな課題である。

また、災害現状を把握するうえで職員の巡回以外で地域の被害状況を確認できる手段や体制が整っていない。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報の報告ルートを構築する。また、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時、BCP策定に向けた情報提供や全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・BCP支援に向けて職員を対象にした研修会や知識向上を目的としてeラーニングの受講も促し、BCPを推進できる職員を育成する。
- ・商工会BCP及び危機管理マニュアルを作成し、全職員へ周知の徹底を図る。
- ・各地区に役員や総代などを中心に被害状況を報告できる連絡体制を構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標			
			セミナー開催	専門家派遣	BCP	事業継続力強化計画
2,081	1,792	R3	1回	8回	3事業所	1事業所
		R4	1回	8回	3事業所	2事業所
		R5	1回	8回	3事業所	2事業所
		R6	1回	8回	3事業所	2事業所
		R7	1回	8回	3事業所	2事業所

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

- ・計画期間は5年とする。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・市と商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

【商工会】

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会員事業所には巡回経営指導時に、宍粟市防災マップ等を活用しながら、事業所立地場所の自然災害等の危険性及びその影響を軽減するための取組や対策（災害による事業休業への備え、災害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

※巡回指導時の施策の紹介については（1年目は会員事業所から、2年目からは会員事業所以外にも紹介していく）

- ・BCP支援に向けて職員を対象にした研修会を実施し、BCPを推進できる職員を育成する。

※職員研修会は年1回必ず実施し、毎月の職員全体会議により事業所への周知情報を職員間で共有する。

- ・会報（年3回）や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や共済の紹介を行う。

※BCPの重要性を会員事業所に周知するために、商工会報発行時（年3回）にBCPの記事及びチラシの同封を実施する。会員事業所以外にも周知をしていくために市の広報に年1回以上はBCPの重要性を示す記事及び商工会でBCPセミナーを実施するときは告知の依頼をする。【商工会報は1回 1,450部送付している】

- ・小規模事業者に対し、事業所BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

※上記職員研修会での情報交換の中で有効な取組があれば職員間で共有して日々の指導及び助言に活かす。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。また、専門家によるセミナーを年1回開催し、個別相談等専門家の助言も交えて実現性の高い事業者BCPを策定できるように支援していく。

※成果目標として年1回のセミナーの開催・8回の専門家派遣・事業者のBCP計画及び事業継続力強化計画の作成支援を4事業所以上実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年3月までに事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社にBCP策定手法などのノウハウの提供や専門家の紹介など、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介、個別相談会等を実施する。

※商工会報（年3回）及び市広報に年1回、BCPに関係する情報を記載し周知に努める。

- ・関係機関（行政・金融機関等）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※宍粟市商工会本所・北部支所・一宮事務所・千種事務所及び宍粟市役所の5箇所に普及啓発ポスターの掲示を行う。また市内金融機関（支店含む）13箇所に啓発ポスターの掲示をお願いする。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
※毎月の職員全体会議（月1回）で事業者のBCP等の取組状況について協議を行う
- ・宍粟市商工会と宍粟市との経済懇談会を年3回開催し、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（地震、大規模水害等）が発生したと仮定し、宍粟市との連絡ルートの確認を行う。
シミュレーションによる体制確認や、適宜、緊急時連絡訓練を行う。
※該当計画に係る訓練は年1回（毎年6月頃）に実施する予定

【市】

- 1) 広報、ホームページなどにおいて市の施策案内やリスク対策について啓発する。
- 2) 市民に対して、災害リスクについて説明会等を行う。
- 3) 市民に対して、防災訓練を行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 緊急対策の実施可否の確認

【当職員の安否確認】

- ・発災後なるべく速やかに当所職員の安否確認。平日昼間の場合は当商工会へ連絡する。夜間・休日の場合は事務局長へ連絡する。連絡方法は電話を基本とするが通じない場合は SNS 等繋がるものを利用する。

その際の報告事項は下記とする。

- ①本人ならびに家族の安否 ②業務従事の可否 ③自宅並びに自宅周辺の大まかな状況

2) 応急対策の方針決定

- ・宍粟市商工会と宍粟市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
職員は、まず自身の安全確保を最優先に行動し、安全確保が出来た後に出勤する。
- ・宍粟市商工会における災害時職務分担については、「宍粟市商工会事業継続計画：現在作成中：令和3年3月に完成予定」に記載した通りの行動をする。
- ・宍粟市における災害時対応については「宍粟市地域防災計画」において定められた行動をとる。
この計画の理念に「人の和（わ）で命を守るまちづくり」を掲げ、住民と地域、行政が「自助」「共助」「公助」の3つの力を結集して減災と災害対策に取り組むとあり、宍粟市商工会も方針を尊重する。
- ・被害状況の共有体制については宍粟市商工会により収集した事業者の被害状況を常に宍粟市に報告するものとし、宍粟市も同様に宍粟市商工会に情報を提供する。ただし、緊急を要する場合、この限りではない。

【市内事業所の被害状況確認】

1. 安全に通勤できる方法にて商工会へ集合する。
2. 宍粟市産業部商工観光課へ電話または直接出向き市内の大まかな被害状況を確認する。
3. 被害が出ている地域の事業所を訪問し、被害状況を確認する。
4. 被害地域へ近づけない場合や、2次災害を起こす可能性が高い場合などは、該当地域の事業所に対し電話、SNS などで安否・被害状況の把握を行う。また、被害地域が全市にわたる場合は、状況が分かる地域から確認を行う。

【被害状況の表現】

大きな被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業者で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれ地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業者で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害状況の情報共有】

市は一般家屋・施設関係の被害や道路状況等を主に把握することに努め、当所は事業所の被害状況把握に努める。

本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

但し被害地域と無理なく連絡が取れる状態で、新たな被害報告が無くなった場合は以下の期間を待たず通常の状態に戻す。

災害後～1週間	1日に3回共有する
2週間～3週間	1日に2回共有する
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する
3ヶ月以降	2日に1回共有する

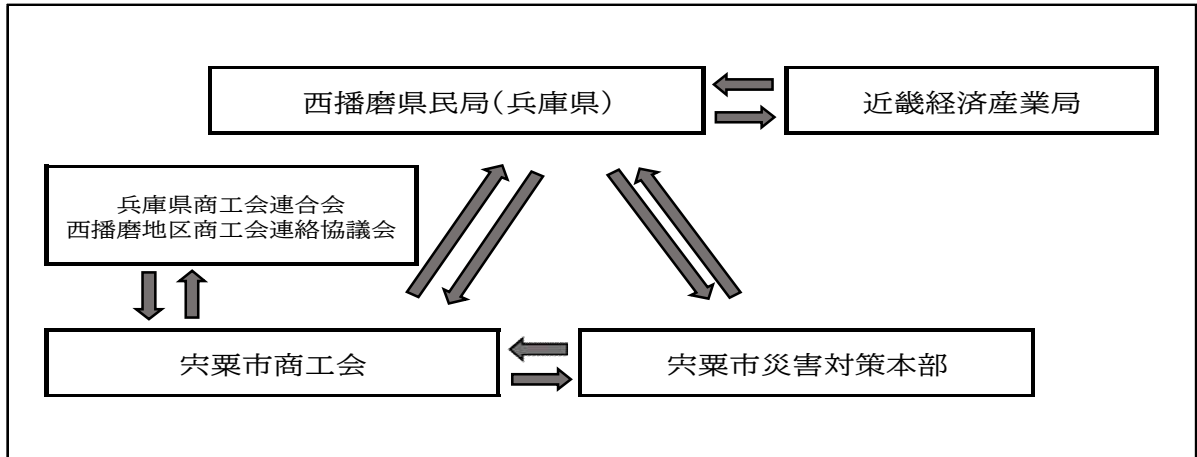
<3. 災害時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを下記の図の通り構築する。

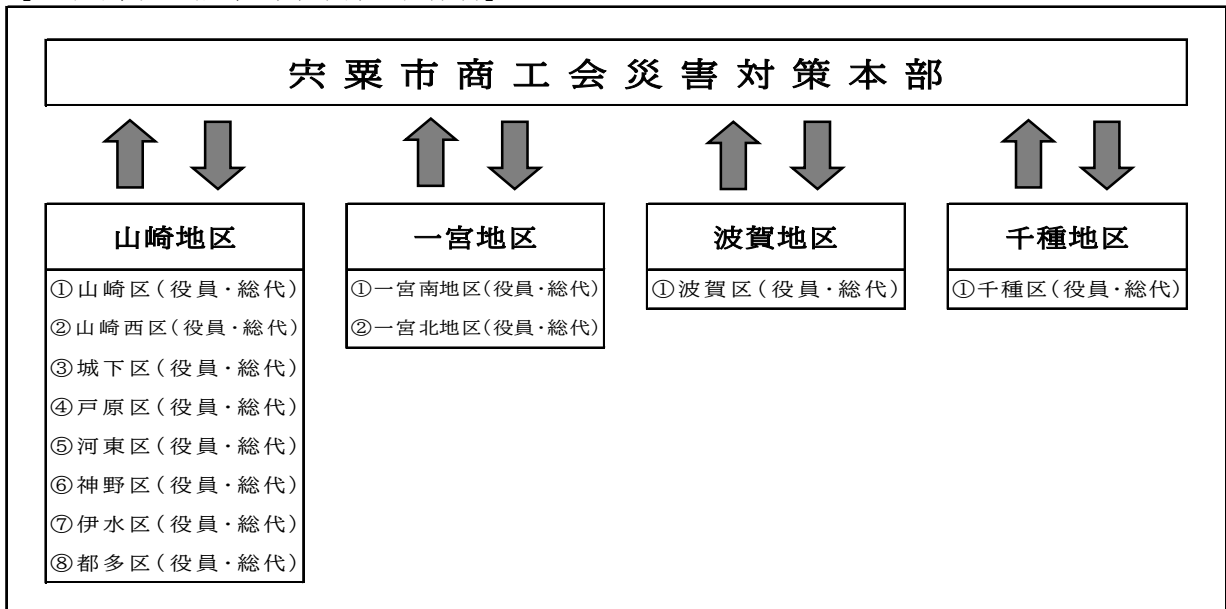
※令和3年5月の宍粟市商工会通常総代会の時に宍粟市商工会災害対策本部連絡体制を示して、役員及び総代に担当地区で自然災害により被害が出た事業所があれば災害対策本部（宍粟市商工会本所）へ連絡する旨を決定する。連絡を受けた場合は宍粟市商工会職員が状況を判断して聞き取り調査に向かう。

- ・宍粟市商工会本所に災害対策本部を設置し、緊急時の対応に関する重要な意思決定及び指揮命令にあたる。災害対策本部は、商工会役員と職員で構成する。
- ・山崎地区、一宮地区、波賀地区、千種地区の役員または総代が、被害状況を報告できる連絡体制を構築する。被害実態や被害額などの報告内容は、災害対策本部の商工会職員が集約を行う。
- ・当会と当市は被害状況の確認は、宍粟市商工会と宍粟市災害対策本部が連携して行う。
- ・被害状況確認後、当会と当市が連携して二次災害の防止に向けて被災地域での活動の実施について、協議を行う。
- ・当会と当市が共有した情報を、都度西播磨県民局と兵庫県商工会連合会の担当窓口へ報告する。

【外部との連携体制】



【宍粟市商工会災害対策本部連絡体制】



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

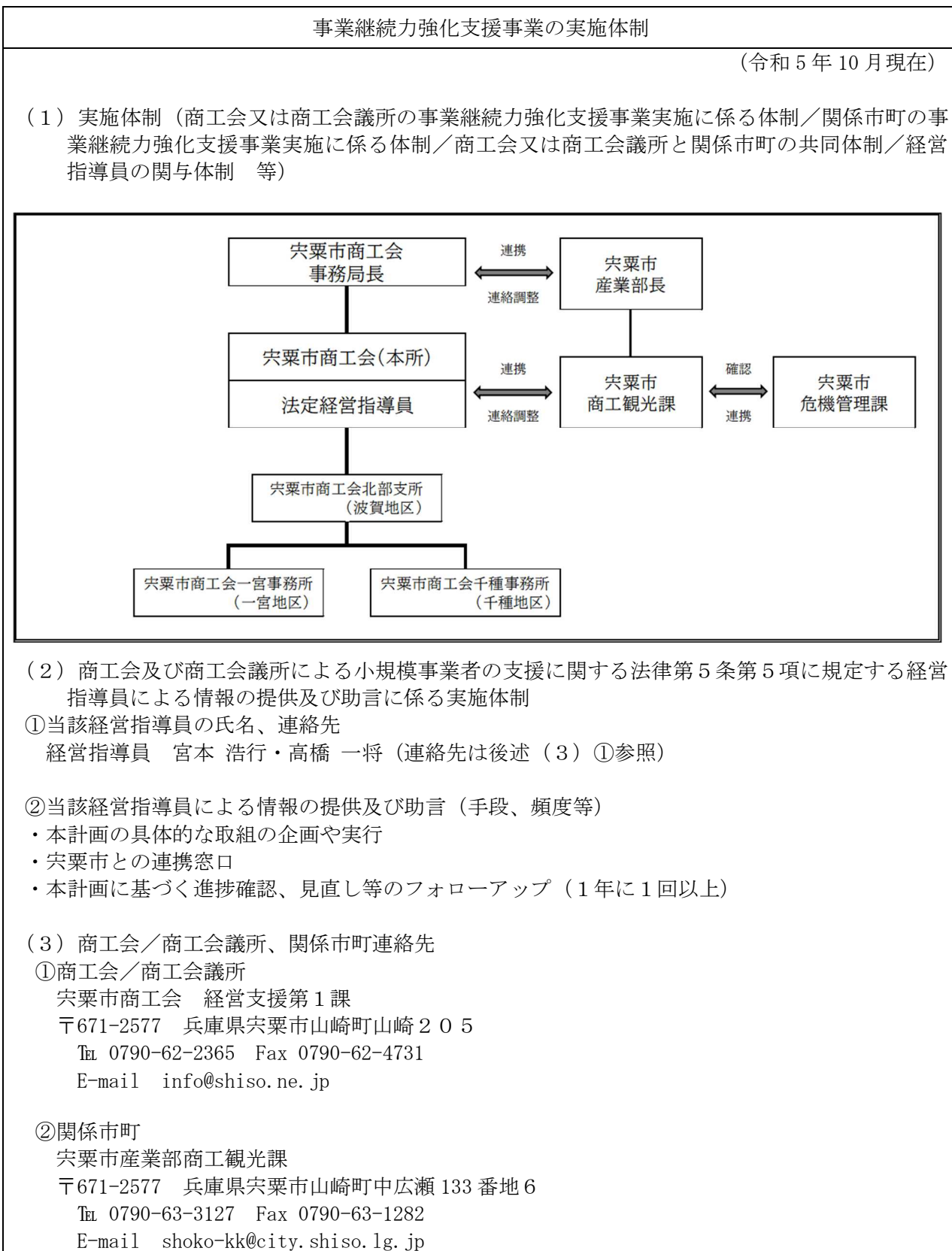
- ・相談窓口の開設方法について、宍粟市や兵庫県商工会連合会、日本政策金融公庫と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知をする。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
 - ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・県商工会連合会等に相談する。
- 他に、西播磨地区の商工会で組織する西播磨地区商工会連絡協議会（太子町・たつの市・上郡町・佐用町・宍粟市）との情報交換を通じてお互いに応援できるような体制を構築する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



宍粟市市長公室危機管理課
〒671-2577 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
TEL 0790-63-3119 Fax 0790-63-3064
E-mail kikikanri-kk@city.shiso.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	320	320	320	320	320
・専門家派遣費	120	120	120	120	120
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・啓発普及費 (通信費)	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・兵庫県補助金・宍粟市補助金・その他補助金・事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

